

神川町社会福祉協議会福祉車両貸出要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、一般交通機関を利用することが困難な者に対し、車いすのまま乗降できる車等（別紙1）を貸し出すことにより、社会生活の利便並びに生活圏の拡大を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 利用対象者は町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日常生活で車椅子を使用している者または歩行が著しく困難な者
- (2) その他、会長が特に必要と認めた者

(利用の条件)

第3条 この福祉車両の利用は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 病院、施設、公共機関等に出かけるとき
- (2) レクリエーション等に出かけるとき
- (3) 買い物等に出かけるとき
- (4) その他、会長が貸出する特別な理由があると認めたとき

(貸出期間等)

第4条 貸出期間は原則1日（午前8時30分から午後5時まで）、月2回までを限度とする。ただし、会長がやむを得ない理由があると認めたときは、これを延長することができる。

2 12月29日から1月3日までは貸出期間から除くものとする。

3 土曜日、日曜日及び祝祭日（以下「休日」という。）の貸出期間については第1項の規定に関わらず、当該休日の前日の午後5時から休日の翌日午前8時30分までとする。

(貸出手続き等)

第5条 借入希望者は、借入申込書（様式1号）を利用予定日の1か月前から1週間前までに、神川町社会福祉協議会会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

2 申込み等の手続きは、月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）の社会福祉協議会の業務時間内とする。

(貸出の決定)

第6条 会長は借入申込書の内容を検討の上、貸出可否を決定し、申込者に通知（様式2号）するものとする。

(借用書)

第7条 貸出決定通知を受けた者(以下「利用者」という)は、福祉車両借用書(様式3号)に必要事項を記入し、記名捺印のうえ会長に提出しなければならない。

(返却書)

第8条 利用者は、借用した車両を返却する際には、福祉車両返却書(様式第4号)に必要事項を記入し、会長に提出しなければならない。

(利用料等)

第9条 利用料金は無料とする。ただし、利用に係る燃料費、有料道路通行料金、駐車料金等は利用者の負担とする。

(損害賠償等)

第10条 利用期間中に事故が発生した場合は、社協が加入している自動車損害賠償保険等で対応できるものを除き、その他一切の責任は利用者が負うものとし、誠意をもってその解決に当たらなければならない。ただし、交通違反等による事故の場合は、利用者負担となる場合がある。

2 乗降補助装置等の操作誤りによる事故等についても利用者が責任を負うものとする。

(届出義務)

第11条 利用者は、車両の取扱いに注意し、万一事故が発生した場合は、速やかに会長に届出なければならない。

(遵守事項)

第12条 利用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該車両をこの要綱に定める目的以外に使用しないこと
- (2) 法令に違反して当該車両を使用しないこと
- (3) 当該車両を第三者に転貸しないこと
- (4) 乗降補助装置等を使用する場合は、事前に操作方法の説明を受け安全に心掛けること
- (5) 消費したガソリンを補充して当該車両を返却すること

(利用の取消等)

第13条 利用者が当該車両の利用を取り消そうとするときは、速やかにその旨を会長に連絡しなければならない。

2 会長は、車両の故障等により貸出しに支障があるとき、若しくは前条各号のいずれかに該当するときは、利用日時を変更し、または利用決定を取り消すことができる。

(委 任)

第14条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成24年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成30年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の神川町社会福祉協議会福祉車両貸出要綱の規定は令和6年9月17日から適用する。

別紙 1

貸出車両	車名	エブリイ (車いす仕様車)
	型式	HBD-D A 1 7 V改
	ナンバー	熊谷880 あ 1 2 - 6 9

様式1号

受付番号及び年月日		
号	年	月 日

借入申込書

利用者	氏名		年齢		男・女
	世帯主		☎	()	
	住所		障害の状況等		

借用車両名	エブリイ				
借用期間	年 月 日 ~		年 月 日		
事由					
運転者氏名			運転免許証No.		
利用者との続柄					

上記のとおり福祉車両を借用したいので申込みいたします。
また、利用にあたる確認のための個人情報の閲覧に同意いたします。

年 月 日

神川町社会福祉協議会会長 様

申請者（窓口に来られた方）

住所 _____

氏名 _____

様式2号

第 号
年 月 日

様

神川町社会福祉協議会
会 長

福祉車両貸出決定・却下通知書

年 月 日付で申請のありました福祉車両について、
次のとおり決定・却下したので通知します。

1 貸出日 年 月 日 ～ 年 月 日

2 却下の理由

様式3号

福祉車両借用書

借用車両名	エブリイ
-------	------

上記の車両を、神川町社会福祉協議会福祉車両貸出要綱に基づき、借用いたします。

年 月 日

利用者または申請者

住所

氏名

神川町社会福祉協議会会長 様

福祉車両返却書

借用車両名		エブリイ	
乗出し距離数	km	返却時距離数	km

※参考 エブリイのカタログ燃費 14.6km/リットル

上記の車両を、神川町社会福祉協議会福祉車両貸出要綱に基づき、返却いたします。

年 月 日

利用者または申請者

住 所 _____

氏 名 _____

実際に運転した人

住 所 _____

氏 名 _____

神川町社会福祉協議会会長 様